

【更新履歴（提案型：募集要領）】

・更新月日：5月27日（提案型：募集要領）

ページ	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
P.42	様式 04-2	「(3) 補助申請額（確定分）の計算」が記載されていた。	「(3) 補助申請額（確定分）の計算」を削除。
P.43	様式 05	事務代行者：法人・団体等の場合「代表者の役職名」の記入欄がない。	記入欄を追加。
P.45～46	様式 06-1／共同専用及び共同共用	提案概要：①提案項目のハード技術「計画・維持管理等」の欄に「可変性」がない。	「可変性」を追加。

・更新月日：6月3日（提案型：募集要領 ver.2）

ページ	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
2枚目 (P13も同様の修正を実施)	平成27年度事業からの主な変更点	<p>昨年度の提案型においては、全ての評価項目においてS基準又はS基準相当とし、かつ特に提案の先導性・汎用性・独自性等が認められる場合は200万円を上限とすることができましたが、今年度より、長期優良住宅（増改築）認定を取得したもの、又は全ての評価項目においてS基準又はS基準相当となるものであって、かつ特に提案の先導性・汎用性・独自性等が認められる場合についても200万円を上限とすることができません。</p>	<p>要件の明確化のため、以下の通り修正。</p> <p>昨年度の提案型においては、全ての評価項目においてS基準又はS基準相当とし、かつ特に提案の先導性・汎用性・独自性等が認められる場合は200万円を上限とすることができました。今年度より、「長期優良住宅（増改築）認定を取得したもの、かつ特に提案の先導性・汎用性・独自性等が認められる場合」、又は「全ての評価項目においてS基準又はS基準相当となるもの、かつ特に提案の先導性・汎用性・独自性等が認められる場合」のいずれにおいても200万円を上限とすることができません。</p>

P.33	⑧事業計画及び補助金申請額（詳細） （様式 06-4）	1 住戸当たりの補助申請額の上限を 200 万円とする場合に、様式 06-4 をホームページからダウンロードして、100 万円を超えて補助上限額を申請する妥当性について説明してください。様式 06-4 は各類型で 1 枚を限度とします。	「性能向上に資するリフォーム工事」について、1 住戸当たりの補助申請額の上限を 200 万円とする場合に、様式 06-4 をホームページからダウンロードして、100 万円を超えて補助上限額を申請する妥当性について説明してください。様式 06-4 は各類型で 1 枚を限度とします。
P.48～50	様式 06-3	省エネルギー対策の「リフォームによる住宅性能の評価」の欄に「S 基準相当」がない。	「S 基準相当」を追加。